

1. 件名：東海第二発電所の設置変更許可申請（有毒ガス防護）に係る事業者ヒアリング

2. 日時：令和4年9月14日 13時30分～14時05分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
秋本管理官補佐、小野安全審査官、長江技術参与

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他4名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請の概要【有毒ガス防護について】（G-1-001(改3)）

（2）東海第二発電所 敷地外固定源の再評価の状況説明（G-1-011(改1)）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁尾野です。それではヒアリングを始めたいと思います。今日の本日のヒアリングの内容は、東海第2のす。
0:00:10	許可の方の、有毒ガスのヒアリングになりますそれでは説明をお願いします。
0:00:16	はい。日本原子ウラマツです。本日の資料のご説明からさせていただきます。本日二つ資料を準備しております、まず一つ目が、G-1-011、
0:00:27	こちら側の敷地外ご提言の再評価の結果をですねまとめたものであります。
0:00:33	続きまして、C-1-001、こちらにつきましては申請概要のパワーポイント資料になりまして、少しこちらの資料を修正しておりますのでその説明をさせていただきます。
0:00:44	もともと設置許可基準規則の26条の中央制御室、原子炉制御室と、34条の緊急時対策所、あと、その他重要な操作地点、
0:00:56	を記載しておりました。合わせまして今回ですね設置許可基準42条の特定重大事故等対処施設のうち、設置許可基準規則の文言ですね引用する形で、
0:01:06	公開できる形の方で資料の方、し取り込んだ形で修正しております。では、担当の方からご説明の方させていただきます。
0:01:16	日本原子力発電の森井です。それではまず、G-1の0イデ1、1回、1の資料から説明させていただきます。こちらにつきましては前回ご説明させていただきました再評価の状況説明で、
0:01:31	今回再評価の結果が確定いたしましたのでその説明をさせていただきます。
0:01:37	まず、上に、二つ目のポチに記載しておりますが、結果としましては、隣接方位を含めた有毒ガスの合算値が最大となる方位であっても、愛知地方制御室については0.58。
0:01:49	緊急時対策所については0.67となり、防護判断基準値に対する割合の和が1より小さいことを確認いたしました。
0:01:58	こちら、記載しております表につきましては今回使用いたしました評価条件になっております。こちら前回と、説明した内容に変更はございませんが、一部、ガソリン13、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:11	破断の方にありますガソリン 13 のところを赤く示しておりますが、こちらにつきましては再調査し、現在はガソリンをしない、使用していないことから、評価対象外とするともともと、
0:02:23	設定しておりましたが、現在ガソリンを使用していないことですが、消防法に基づく届け出等がなされていないことなどから、今後の使用については確実。
0:02:35	せいもあるため、こちらにつきましては、全量 1 時間放出にて再評価いたしました。
0:02:42	こちらも含め、評価したところ、防護判断基準値に対する割合の和が 1 より小さいことを確認しております。
0:02:51	次のページお願いいたします。
0:02:53	こちら、2 ページ 3 ページに、中央制御室と緊急時対策所、今回は市さんの方の結果をお示しさせていただきましたが、
0:03:03	こちら再評価結果確定しました再評価結果を記載させていただいております。
0:03:09	女性行政については、評価点から発生元を見た方い西の方向で 0.58。
0:03:16	続いて 3 ページ、緊急時対策所の評価点につきましては、評価点から、発生元を見た方イデ、せいなん性、
0:03:26	0.67 という結果になっております。
0:03:30	こちらの評価結果につきましては、これからご説明させていただきます G-1-001 甲斐さんのパワーポイントの資料の方にも反映しておりますので、
0:03:41	こちらでも説明させていただきたいと思います。
0:03:45	それでは引き続き、次-1-001 甲斐さんの、
0:03:50	パワーポイントの資料について説明させていただきます。
0:03:55	資料につきましては先ほどご説明ありました通り、特需部分も含めつつ公開できる内容に更新しておりますので、主にその部分を中心に説明させていただきます。
0:04:06	右下 3 ページをお願いいたします。
0:04:10	こちら有毒ガス防護に関わる規制の概要に、
0:04:13	の記載につきましては、特に変更はしておりません。
0:04:17	次のページお願いいたします。
0:04:20	ところから規則改正に関わる適合方針を記載しております。こちらは原子炉制御室に関する改正の適合方針記載しておりますが、
0:04:30	こちらも特に変更はしておりません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:34	続きまして、右下 5 ページをお願いいたします。
0:04:38	こちらは緊急時対策所に関する改正で、適合方針記載させていただいておりますがこちらも特に変更等はございません。
0:04:49	こちら 5 ページの下に、設置許可基準規則第 44 条の、
0:04:54	緊急時制御室に関する改正については、前段の原子炉制御室と緊急時対策所の適用方針と同様であることを記載させていただいております。
0:05:08	次のページをお願いいたします。
0:05:11	こちらに技術的能力審査基準要求事項の解釈に関する改正の適合方針について記載しております。記載については特重施設要員を含めた記載といたしました。
0:05:26	次のページ、7 ページをお願いいたします。
0:05:30	こちら今回の申請における変更内容につきましても、原子炉制御室、緊急時対策所に加え、緊急時制御室を含めた記載といたしました。
0:05:42	次のページ、右下 8 ページをお願いいたします。
0:05:47	こちら、中段の表についてですが、弊社がスクリーニング評価を実施した項目として、原子炉制御室、緊急時対策所重要操作地点に加えまして、
0:05:58	今回緊急時制御室も、赤枠で囲み、
0:06:03	緊急制御室も含めた評価をしているということで、若尾湖で含めました。
0:06:10	続きまして、
0:06:11	次のページ右下 9 ページをお願いいたします。
0:06:16	9 ページからこちら、
0:06:18	18 ページまでは、原子炉制御室等の評価において共通であるため、
0:06:25	特に変更はしておりません。
0:06:29	続きまして、右下 19 ページをお願いいたします。
0:06:34	19 ページには、固定元及び稼動下の調査結果のまとめを記載しておりますが、
0:06:41	16 図の 6 がマスキング対象となっております。
0:06:46	そのためなお以降で、
0:06:49	原子炉制御室、緊急時対策増、緊急時制御室及び重要操作地点を対象とした、すべて含めた評価を行っている。
0:06:59	ということのわかるように記載を追記しております。
0:07:04	続きまして、21 ページ、右下 21 ページをお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:11	こちらスクリーニング評価対象の整理ということで、こちらにつきましても、緊急時せえ制御室を追記いたしました。
0:07:23	続きまして、22 ページをお願いいたします。
0:07:27	図 9 のスクリーニング評価のイメージ図に、
0:07:31	今回の評価点について、原子炉制御室外気取入口等と追記。
0:07:37	いたしました。
0:07:41	続きまして、右下 23 ページをお願いいたします。
0:07:46	こちらからスクリーニング評価結果になりますが、確定しました再評価結果を反映しております。
0:07:54	結果の記載内容につきましては、すべての評価点で、1 より小さいことを記載いたしました。
0:08:01	評価結果につきましては、原子炉制御室、緊急時対策所、重要送達操作地点について記載いたしました。
0:08:10	そしてスクリーニング、評価の結果、東海第 2 発電所に対しては、運転対処要員の対処能力が著しく損なわれることがないことを確認したと記載しております。
0:08:22	また、評価結果の記載方法につきましては、原子炉制御室において影響が最大となる方位、3 方位の評価結果を、
0:08:34	を図をこちらに代表して記載しております。
0:08:39	23 ページには、原子炉制御室の影響が最大となる方位の 3 方位の結果を記載しました。
0:08:47	次のページ、24 ページに、緊急時対策所の影響が最大となる方位の 3 方位と図を追記いたしました。
0:08:59	この右下 25 ページ。
0:09:02	につきましては、重要操作地点の評価結果になっており、こちらはそれぞれの評価点における評価結果を記載いたしました。
0:09:13	次のページ、お願いいたし 26 ページをお願いいたします。
0:09:17	こちらからは有毒ガス防護に対する妥当性の判断ということで、まず、敷地内可動元に対する防護対策につきましては、ヒアリング等でのご指摘を踏まえ、記載の適正化等を行いました。
0:09:32	なお、③につきましては、当直発電長から連絡責任者や、特重施設要員に異常の発生を連絡するため、等を記載いたしました。
0:09:45	次のページをお願いいたします。
0:09:48	敷地内可動区からの異常の発生を確認した場合の対応ということで、こちらにつきましても、二つ目の矢羽根になりますが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	連絡責任者等、あと運転員等に対するの防護措置、
0:10:05	を記載しております。この等につきましては特重施設要員が含まれておりますので等と記載いたしました。
0:10:16	次のページをお願いいたします。28 ページをお願いいたします。
0:10:20	こちら用規制の誘導ガスの発生する対応は特に変更等を行っておりません。
0:10:27	次のページ 29 ページを、
0:10:30	お願いいたします。
0:10:31	こちら、バックアップの強制体制の整備。
0:10:35	ということでこちらにつきましても、記載の適正化等を行っております。
0:10:41	三つ目のポチ、黒ポチにつきまして、のところにしましては、引き渡し、ポンベの引き渡しにつきましては、運転員のほか、災害対策要員の初動要員や、
0:10:52	特重施設要員に行うため、等と記載いたしました。
0:11:00	続きまして右下 30 ページをお願いいたします。
0:11:04	こちらまとめになっております。
0:11:06	まず対象発生原因特定のためのスクリーニング評価の四つ目の矢羽根になりますが、こちらは、運転員、災害対策要員、特重施設要員、
0:11:18	重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員の対処能力が損なわれ、
0:11:24	恐れがないことを、
0:11:26	評価の結果、有毒ガス防護判断基準値に対する割合のが一応小さいことから、対処能力が損なわれる恐れがないことを確認した。
0:11:36	ということで、運転員等という記載にしております。
0:11:41	続きまして有毒ガス防護に関わる妥当性の判断の
0:11:46	二つ目の矢羽根になりますが、
0:11:48	こちらにつきましても、
0:11:51	特定された、敷地内可動元に対しては発電所入港から薬品関係の受け入れ完了まで随行立ち会いを行う発電所員の確保。
0:12:01	連絡体制の確保及び中央制御室等への全面マスクの配備、着用手順の整備による防護措置を実施することで、運転員、
0:12:12	等、
0:12:13	の対処能力が少ないことがないことを確認したという記載にしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:18	運転員等にはあと運転員含め、災害対策要員のうちの指示要員、特重施設要員が含まれております。
0:12:28	続きまして参考の部分になりますが、
0:12:32	41 ページをお願いいたします。
0:12:38	こちらは表の項目の記載につきましては、ちょっと
0:12:43	記載、もともと薬品タンクということになっておりましたので、こちら前段等々は整合合わせ、薬品名称ということで、整合性を図っております。
0:12:55	特徴につきましてこちら資料の中で、すべて記載の適正化を図っております。
0:13:01	続きまして、49 ページ。
0:13:04	をお願いいたします。
0:13:08	参考スクリーニング評価結果といたしましてこちら、スクリーニング評価結果の詳細を追記しております。
0:13:17	ここから原子炉制御室と緊急時対策所の中心方位とその隣接方位の 3 方位について、それぞれ結果及び図を含めて記載いたしました。
0:13:30	ところ、こちらからへの影響が最大となる方位を、それぞれ前段の資料の方に記載しております。
0:13:41	以上で今回の
0:13:43	資料の変更点等の説明等を終了いたします。
0:13:51	はい、規制庁のです。それでは質疑に入りたいと思います。
0:13:56	ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、ちょっとこっこの表で確認させていただいていいですか。
0:14:06	今回、再調査をしたところが、黄色塗りになってますと。
0:14:11	透析面積については、再調査したことによって、安全側に行ったってことなんすかね数値が大きくなってるので、
0:14:24	原子力発電の盛です。はい。結果的にそうなったということになります。はい。規制庁の佐藤です。この関については、もともと、
0:14:35	届け出情報だと、んなかったと。本来であればこれは、
0:14:42	法令上は堰を設置することが、こういう危険物を取り扱うときには要求されていると理解してよろしいでしょうか。
0:14:51	日本原子力発電の盛です。はい。
0:14:54	法令それぞれ障防法と、あと防ドック劇物法に行って、防油堤や、
0:15:02	こう言って、
0:15:04	思い切ってがへの設置され、つくことが求められております。
0:15:09	はい、規制庁のやつわかりまして、本来であれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:13	要求されているので、届け出情報にあるはずなんだけれども、何か書いてなかったと思うんで、ただ書いてはないんだけど法令上要求されているので他のあるものと状況は一緒ですとそういう理解でよろしいでしょうか。
0:15:30	日本原電の盛です。はい。その通りで開示情報にはちょっと情報がえられなかったのが当初はそのように法令で定められているということで、ちょっと席面積を推定して設定して評価しておりましたが、
0:15:44	今回こちらにつきましては、債権調査をして、積面積の方、
0:15:50	確認したということになります。はい、規制庁です承知いたしました。今のことは少しまとめ資料で明確にわかるようにちょっと記載していただきたいのと、
0:15:59	あと、これももう1個念のための確認なんですけれども、関面積っていうのは今回
0:16:07	有毒ガスの評価は面積単位で評価してるんですけれども例えば、
0:16:13	そのタンクとかが壊れて破損したときに、タンクの中に入っている危険物といいますか対象元の全容量を内包できる堰。
0:16:24	も設置することを求められると言っていると理解してよろしいでしょうか。要は堰から溢れたりして、この堰面積以上の値になることはないかと理解してよろしいでしょうか。
0:16:37	現在の盛でその通りでございます。はい、規制庁です。すいません今のところも、少し記載していただいてこの席面積をとっておけば大丈夫ですって言ったところは少し明確にわかるようにしていただけたらと思います。
0:16:51	表現での森です承知いたしました。
0:17:00	上本ですまず、このG-1-001階の1のところのガソリン13番のところの、
0:17:07	これは前回から変えましたってわかるんですけど、貯蔵のところは、
0:17:13	バー線になってるんだけど、
0:17:15	これは、
0:17:16	現在はバー線だけど、届け出上はこれ、こっちの資料だと、量があるので、本来は了解とかないとまずいんじゃないですか。
0:17:28	現在の森です。申し訳ありません承知いたしました。
0:17:34	それとあと先ほどちょっと小野が言った話でちょっと繰り返して申し上げないんだけど、今回この席の情報っていう考え方と、ちょっと整理としては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	もともと事業者として地域防災計画等の要は届け出の中から、情報活用してもよいという、もともとガイドに従って先行と合わせてやって、
0:17:57	きましたと。
0:17:58	多田志田様はそこには背機能設計を取りつける義務はあるんだけど堰の大きさがわからなかったと。
0:18:06	なので
0:18:08	当初は推定主水
0:18:10	当初は頭に投入の自分たちの
0:18:13	設備としてあるものと同じように推定しようとしてたんだけど、そこを推定するところの同等性が、
0:18:23	妥当性と実際
0:18:26	業者業者というか設置してる。
0:18:28	事業者を確認して確認したものの情報の方がより正確だろうということで、この黄色いところについては、より正確な情報をもとに、責任を
0:18:40	関野を、容量を設定したという整理でいいですかね。
0:18:47	原子力発電の盛その通りでございます。
0:18:52	はい。日本原子力発電盛です薬品濃度もこの時に確認して設定しております。
0:18:59	はい。
0:19:00	わかりました。あとですね。
0:19:03	当然この資料っていうのは多分まとめ資料に最終的に入ると思いますので、漏れなくちゃんと入れてもらわなきゃいけないと思うんですが、ちょっとパワーポイントの方の確認だけです。
0:19:13	で、8 ページのところ、これ中身別に我々も認識してるんだけど、ちょっと書き方と考え方として教えて欲しいんだけど。
0:19:23	麻生家敷地内、麻生カセ敷地内可動減についてはスクリーニング評価をしないで、対策を実施したのでここは赤くしてないという認識でいいですよ。
0:19:36	原則はつもりですその通りでございます。はい。
0:19:39	それと、
0:19:42	話、それはあれですかね島根と同じっていいですかね。
0:19:48	今原子力発電の盛ですはい。島根さんと同じ考え方でございます。はい、わかりましたと。
0:20:02	えーとですね、ちょっと気記載の適正化だけで、40 ページ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:09	これ、医薬品名称名称だけなんてこれ薬品が抜けてるんじゃないかなと思うので、本来は薬品を入れなきゃいけないんじゃないですかね。
0:20:20	日本原子力発電盛です。はい。
0:20:23	そうですねちょっと有毒化学物質という題名になっていたのもそのまま名称としておりましたがそうですか。医薬品名称の薬品を追記いたします。
0:20:31	はい。
0:20:33	それとですねえ。
0:20:35	ちょっと。
0:20:39	23 ページから中身が入ってる中身それぞれ特にいいんですけど、
0:20:48	要は、
0:20:51	頭にして、非常に珍しい
0:20:54	物としてガソリンがありますよっていうところで、
0:20:58	明らかに、
0:21:00	ガソリンとして大きいものというのが、
0:21:04	このページ、23 日に 23、24 で言うと、
0:21:10	どのパズルになるんですかね。
0:21:13	こんなないのかここやっぱりないんだよね。
0:21:31	あ、わかりましたすみません私ちょっとガソリンのチャンピオンを探してたんですが方角が違うので、この中には出てこないと。
0:21:38	で、
0:21:39	ガソリンの 15 っていうのは、
0:21:42	これが、
0:21:50	あまりな名前なんて言うんでしたっけってその場所の事業者名の、言っているんでしたっけ事業所名。
0:22:00	してない。
0:22:02	そっか。
0:22:23	あ、わかりました。はい。
0:22:30	わかりました。そこは了解しました。はい。私は以上です。
0:22:47	規制庁永井です。さっきの
0:22:50	再調査の情報について関連したんですけど、現時点でその評価に使ったものはその再調査した結果であって、
0:23:00	今後前も議論になったところなんですけれども、相手先が変更したり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:09	夏方向にはいいんですけれどもまた新たに石の条件を変えたりとか、ふやしたりとかっていうのが、新しい情報として追加されたときの、その皆さんに
0:23:21	直接相手からだったらこう変えましたよっていうか、直接連絡が来るわけではないですよ。
0:23:29	ということは
0:23:30	相手先の状況が変わったっていう時に対しては、
0:23:37	その変わってないよねっていう確認自体はどういうふうな方法でこうやっていかれるんですか今後、
0:23:50	力発電の盛です。今後
0:23:53	後段の規則も本規定等になると思うんですけれども、そういう変更等が、
0:24:00	生じているかもしれませんので定期的に同じような調査をするということになります。
0:24:07	規制庁の流れ図そうすると、その保安規定というか保安規定の下部の下位規定の中で、そういう確認行為を、一応、保安規定並みにそう。
0:24:20	担保するっていうそういうふうに理解してよろしいですか。
0:24:24	移植発電の盛です。その通りでございます。
0:24:27	通常の流れですわ。わかりました。それとちょっとパワーポイントの資料で、
0:24:33	ちょっと気になったところですねパワーポイントのページの、
0:24:38	下の方の 23 ページのパワーポイントで、
0:24:42	表の 7 っていう、スクリングの評価結果が書かれてるんですけども、
0:24:48	ここでね
0:24:50	これ女川と同じ考え方って書かれてるんですけど女川の場合は
0:24:56	この表の 7 のその評価点から発生元を見た方位ではなくて、
0:25:00	その発生元からその評価点を見た方がいいっていう形で
0:25:05	東海第 2 の気象データを使うのも、その何ていうんすかね当然発生元からただし方向の方位っていうのは、その隣接方位の考え方も含めて、
0:25:18	方位の考え方だと思うので、前回までは、確か
0:25:24	発言から、その評価で見た方位っていうことで
0:25:29	Wじゃなくていい側の方、
0:25:32	示し方をされてって翁長も
0:25:35	何ていうんすかね気象データとの整合性とか間違いがないようにって形で、全部発生元から評価点を見た

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:44	方位を変えてもらってたんですけれども、今回その何か変更された理由 ってあるんでしょうか。
0:26:08	日本原電の盛でございます。ちょっと永野さんの資料を確認したところ、
0:26:17	当評価点から発生元を見た方位の図等々は記載しておりましたのでち よっとそちらを参考とさせていただきます。
0:26:24	また評価点から発生元を見た方位ということでそこにすべてどの敷地外 稼働元が含まれてるかっていう図が記載できましたので、そちらで記載 をし、
0:26:37	こちらに追記させていただいております。
0:26:43	評価自体は
0:26:46	女川発電所の使用データを使うときには、当然
0:26:50	何て言うんすかね、8000 円から、
0:26:54	見た評価点を見た場合の方位の気象データを使うと思うんで、その
0:27:00	何で方位っていうのが常に基本的には
0:27:03	来年としては、発生元から評価点に向かう。
0:27:07	ただしも方位っていう概念なんで、わざわざ発生元から、
0:27:13	見た方がいいという形でその注釈とかの中のものも全部変えたんで、ち よっとその、
0:27:19	女川と同じような記載ぶりというか、こんな内容にさせていただいた方が、
0:27:26	いいのではないかと思うんですけれども。
0:27:40	本まとめ資料、まとめ資料の方は、
0:27:45	これも全部この
0:27:47	パワーポイントと同じ書き方ですかこれも、
0:27:51	原子力発電の率まとめ資料の方につきましては一つ 1 の敷地外固定 元発生元からの評価点を一つ一つの図を示して、記載をしております。
0:28:04	そうすると
0:28:07	必ず評価点からその 8000 円を見た方なのかは、放出元から
0:28:14	評価点を見た方なのかっていうのが必ず確認、まとめ資料では確認で きるような形で、基本的に見直して、
0:28:24	見直して、そういう記載になってるってことを確認してください。
0:28:30	日本原子力発電盛です承知いたしました。
0:28:33	この 23 ページの表が一番重要なある意味様になってるんですけれども ちよっと
0:28:43	私もちょっと気になってやったところがあって硫化水素とね、この 23 ペ ージのWの硫化水素の 17 っていうのと塩化水素の 17 って、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	これちょっと計算してみたんですけど、
0:28:58	皆さんの辺りもちょっと大きくなってます。ちょっと私の手計算でやったものが、
0:29:05	物性値が違うのはわかるんですけど、その硫化水素とか塩化水素って、
0:29:10	基本的に気体扱いでやってるつもりなんで、
0:29:15	そんなに誘発率とかさが出ないと思うんですけど。
0:29:20	ちょっとここは
0:29:22	後でその計算の仕方とかちょっと。
0:29:27	説明していただくかちょっと
0:29:29	高度なこの場でなくてもいいんですけど、後で
0:29:32	どういうその、
0:29:34	蒸発率とか、物性値を使ったかとか、モル質量が幾らかってちょっと教えていただけますか。
0:29:43	原子力発電モリイです。はい。こちら塩化水素硫化水素につきましては、期待として全量1時間放出して評価しておりますので、また物性値等をご説明させていただきます。
0:29:57	規制庁長官です。ありがとうございます。先ほど宮本からも話があったガソリンの15って、桁違いに量が多いので、その積の
0:30:07	クレジットをとった上で、その
0:30:10	蒸発率とか、シュミットするとかそういういろんなもん使ってると思うんですけどそこもまた別途評価条件とか、物性値を詳しくちょっと
0:30:20	書いたもので説明していただければと思います。
0:30:24	原子力発電モリイです。承知いたしました。
0:30:27	以上ですよろしくお願いします。
0:30:55	規制庁宮本です今長井の質問もあったと思いますので、これあくまでもこれはパワーポイント資料あくまでも
0:31:03	介護用の資料として我々受け取ってますので、これを踏まえたバックデータとしての市審査資料をまとめてもらいまして、今後ヒアリングの方でしっかり説明していただければと思います。
0:31:17	日本原子力発電盛です。承知いたしました。
0:31:27	はい。規制庁尾野です。こちらからの確認は以上になります。
0:31:34	それでは、本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。